

進路だより

令和2年11月26日(木)発行

進路懇談に向けて ~しっかりとした準備を!~

2020年も、あと1か月余りとなりました。冬休みももうすぐです。来週の進路懇談では、出願手続き依頼書を配付します。各ご家庭で出願先をどうするのか、話し合いは進んでいるでしょうか。以下の点について確認し、受検(受験)の準備を進めていってほしいと思います。

募集要項は確認しましたか(主に私立高校)

出願を考えている高校の募集要項には目を通したでしょうか。試験方法や特待制度に関する様々なことが確認できます。出願する高校について、自分の目でしっかり確認することが大切です。各高校のホームページや中学校に届いている冊子で確認することができます。中学校で冊子を見たい場合や不明な点がある場合は、担任の先生や進路担当の田口先生にお声かけください。

願書用の個人写真が多く必要な場合

札幌市の高校は、1校につき1枚写真があれば十分です。しかし、市外や道外になると、1校で2枚写真を必要とする高校もあります。中学校で撮影した写真は4枚届いています。それ以上に写真が必要な場合は、**12月4日(金)まで**に担任の先生に申し出てください。中学校で撮影した写真は縦7×横5センチのサイズです。異なるサイズが必要な場合も申し出てください。なお、追加の写真の費用については本人負担となります。

道外受験を考えている場合

募集要項や願書などは原則、2部取り寄せてください。(1部は中学校へ提出してください)学校によっては1部しか請求できない場合もありますので、その際は中学校で作成する必要のある書類についてお知らせください。なお、願書等の送付、交通機関や宿の予約などはすべてご家庭で行っていただくこととなりますので、ご注意ください。

特別な配慮を必要とする場合

北海道公立高等学校の入学者選抜等において、生徒や保護者から特別な配慮の希望がある場合、出願する高等学校へ連絡することになっています。詳しくは、北海道教育委員会から案内されている別紙(裏面)「道立高等学校を受検する生徒・保護者の皆さんへ ~特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒の出願について~」をご覧ください。また、札幌市教育委員会からも「道立の部分由市立と読み替えて同じように対応する」と連絡が来ていますので、市立高等学校を受検する場合も同様です。

公立高校の入学者選抜における学力検査や入学後の学校生活において、生徒や保護者が特別な配慮を希望する場合は、別紙(裏面)の「◎出願前に行うこと(流れ)」にそって、事前に中学校と高校の間で相談し、生徒・保護者・中学校及び高校の関係者が直接話し合っ希望する内容を確認したり、シミュレーションを実施したりしたうえで、高校に特別な配慮を認めてもらう必要があります。

事前にこの相談が済んで、高校に特別な配慮を認められた生徒のみ、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」欄の「有」を○で囲むことができます。特別な配慮を希望したくても、事前にこの相談が済んでいなければ、入学願書の「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」欄の「有」を○で囲むことはできず、「無」を○で囲まなければなりません。

すでに中学校で特別な配慮を実施している場合でも改めて、この別紙(裏面)の「① 生徒・保護者から中学校への相談」にもとづいて、「② 中学校から高等学校への相談」を行います。また私立高等学校についても、入学試験や高校生活で特別な配慮を希望する場合、事前の相談が必要です。

以上のことから、希望する生徒・保護者の有無を確認し、必要な相談を含めた手続きを始めたいと考えています。特別な配慮を希望する場合は、**12月4日(金)まで**に担任の先生に申し出てください。何か不明な点がある場合は、担任の先生や進路担当の田口先生にお問い合わせください。